

宗像市長 谷井博美 様
宗像市議会議長 田中時宗 様

宗像市監査委員 岩本隆志
宗像市監査委員 石松和敏

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- (1) 監査委員 岩本隆志 石松和敏
- (2) 監査実施期日 平成21年9月18日（金）
- (3) 監査対象機関 市民協働部 市民活動推進課
- (4) 監査の範囲 平成20年度 市民活動推進課の事務事業（別表）

2 監査の方法

市民活動推進課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、事務事業についておおむね適正に執行されているが、次の点について指摘する。

(1) 玄海文化センターの利用許可及び収入状況について

次の点について、不適切な事務手続きが行われているので改善されたい。

- ア 宗像市玄海文化センター条例では、午前9時から午後5時まで、午後5時から午後10時までの2つの区分の使用料が規定されているが、この使用料について、区分単位なのか1時間単位なのかが明確ではない。現状では各区分の金額に利用時間数を乗じたものを使用料として算出し、利用者から徴収している。
- イ 許可申請書は、申請者が記載する部分がパソコンなどで作成されており、申請者が直接記載する部分はなく、押印、サイン等もなされていない。また、住所の未記載、氏名の不明瞭なものが多数ある。
- ウ 申請日、受付日、許可日、利用券の購入日付が、すべて利用日を過ぎた日付のものが多数ある。また、申請日、受付日、許可日、利用券の購入日付が、すべて平成21年4月1日のものが2件あり、ともに平成20年度3月分として処理されている。
- エ 条例では、商業等の営利目的のために利用する場合、当該使用料に100分の300を乗じた額を使用料とすることが規定されているが、株式会社等の利

用において、適用している分としていない分があり、営利目的の利用を判断する基準が不明瞭である。

(2) 中央公民館の利用許可及び収入状況について

次の点について、不適切な事務手続きが行われているので改善されたい。

- ア 有料利用分の利用許可申請書は、許可に関する決裁欄等がない。
- イ 各種団体利用及び市民学習ネットワーク分の年間受付分利用許可申請書について
 - (ア) 現在の例規では存在していない根拠条例が様式に記載されている。
 - (イ) 現在の根拠条例と推測される宗像市公民館条例施行規則に規定された様式と一致していない。
 - (ウ) 宗像市公民館条例で、利用に際しては、宗像市教育委員会の許可を受けなければならないと規定されているが、申請書の下部に「許可書」と記載され、「宗像市中央公民館長」が許可者として記載されている。
 - (エ) 申請者が記載する部分はパソコンなどで作成されており、申請者が直接記載する部分はなく、押印、サイン等もなされていない。また、住所が未記載である。
 - (オ) 許可に関する決裁欄等がない。
- ウ 無料受付分（使用料免除申請書）について、宗像市公民館条例施行規則第9条では、使用料を免除する場合は、市又は教育委員会が主催、共催する事業により利用するとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときと規定されている。しかしながら、多数の使用料免除申請書が提出され、許可しているが、規則に基づいて免除しているのか不明瞭である。また、免除に関する決裁文書が不明である。
- エ 使用料について、宗像市公民館条例及び施行規則では、公民館を利用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならないと規定されており、使用料は、利用許可の際に納付しなければならないと規定されているにもかかわらず、利用後の納付が多数ある。

(3) 勤労者体育館の利用許可及び収入状況について

次の点について、不適切な事務手続きが行われているので改善されたい。

- ア 有料利用分の利用許可申請書は、許可に関する決裁欄等がない。
- イ 無料受付分（使用料免除申請書）について、宗像市体育施設条例第15条では、教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができると規定されている。しかしながら、使用料免除申請書が提出され、許可しているが、条例に基づいて免除しているのか不明瞭である。また、免除に関する決裁文書が不明である。
- ウ 使用料について、宗像市体育施設条例及び施行規則では、体育館を利用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならないと規定されており、使用料は、利用許可の際に納付しなければならないと規定されているにもかかわらず、利用後の納付が多数ある。

(4) 歳入整理簿及び歳出整理簿について

ア 歳入整理簿

行政財産使用料に電気料を合算して収入しているもの、契約者からの支払いが遅れているもの、年度末に一括で収入しているもの、公民館の施設使用料にコピー代を合算して収入しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

イ 歳出整理簿

支払先の名称の入力を間違えているもの、細々節の科目を間違えて支出しているもの、支払いが遅れているもの、予算の事業を間違えて支出しているもの、該当月を間違えて入力しているものがある。また、切手を購入しているが切手受払簿を作成していないもの、年度末に発生する手数料について年度始めに支出して口座に保管しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

(5) 学校開放施設の使用許可について

施設を利用する際に申請者が提出している利用許可申請書は、許可に関する決裁欄が設けられているが、係員、係長、課長の押印がないので、事務処理を適正に行われたい。

(6) 宗像市市民文化・芸術活動審議会について

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則第6条で、附属機関の議事録には出席者の氏名を記載することが定められているが、平成21年3月24日に開催された当審議会の議事録に出席者の氏名が記載されていないので、事務処理を適正に行われたい。

(7) 宗像市体育協会に対する補助金について

宗像市体育協会に対し、平成20年度補助金として8,800,000円を交付している。協会から提出された事業の実績報告書に添付されている決算書では、支出額の合計が8,639,571円と記載され、支出額が補助金額に達していないにもかかわらず、当初の8,800,000円で、補助金の額を確定しているので、精査の上、額を確定されたい。

(8) 契約の事蹟について

予定価格が30万円を超えているが、見積依頼の起案を課長が決裁しているもの、見積依頼起案文書に記載された予算額、支出負担行為済額、残額の計算が合わないもの、起工何に記載された見積書の提出期限が相違するもの、入札質疑書の回答書に関する起案、決裁がないもの、入札質疑書に提出日付がないもの、入札質疑書が提出されていないもの、契約日と支出負担行為の日付が相違するもの、業務の着手前に着手届が提出されているもの、当初の予定よりも2ヶ月以上早く業務が完了しているが、完成検査において工程の確認が見受けられないものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

別表

平成20年度 市民活動推進課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	収納状況に関する事蹟（未納に関する事蹟含む。） ①玄海文化センター使用料 ②中央公民館・勤労者体育館使用料 ③学校開放施設使用料 ④市史編さん冊子販売代	○	○
	宗像ユリックスレストラン使用料及びレストランワゴン販売 使用料収入に関する事蹟（使用許可に関する書類含む。）	○	○
	宗像市市民文化・芸術活動審議会に関する事蹟	○	○
	宗像市スポーツ振興審議会に関する事蹟	○	○
	修繕に関する事蹟（別記）	○	○
	委託に関する事蹟（別記）	○	○
	工事請負に関する事蹟（別記）	○	○
	負担金に関する事蹟（別記）	○	○
	補助金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	復命書（宿泊を伴うもの）	○	○
	時間外勤務命令簿		○
	時間外勤務等一覧表（写し）		○
	勤務報告書（写し）		○

(別記)

平成20年度 修繕に関する事蹟

1	中央公民館機械室冷温水ポンプ（ホール系）
---	----------------------

平成20年度 委託に関する事蹟

1	宗像市総合公園保全改修工事（6期—3）設計委託
2	宗像市中央公民館施設管理業務委託
3	文化財保存処理等業務委託

平成20年度 工事請負に関する事蹟

1	宗像市総合公園保全改修工事（6期—4）
2	大谷自治公民館用地法面コンクリート被覆工事

平成20年度 負担金に関する事蹟

1	負担金交付台帳（財政課提出分の最新分・交付先の決算書等を含む。） ※地元負担金を除く。
---	--

平成20年度 補助金に関する事蹟

1	一般コミュニティ助成事業補助金
2	自由ヶ丘第一区会公民館建設補助金
3	宗像市体育協会事業費補助金